平成２９年（フ）第１３号
神戸市垂水区上高丸１丁目７番Ｄ―307号
債務者　副島　君子
成年後見人　山口　智香
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１　サン・コーポラス港島1009号
債務者　山下さやか
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８０号
兵庫県宝塚市光明町３番５―505号、前住所大阪市北区堂島２丁目１番25―808号
債務者　平口　　優
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目１番503号
債務者　山本　栄司
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
鳥取県米子市陰田町641番地２　フレージュパラッツォＢ101号
債務者　山本芽久美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３７号
愛媛県松山市鷹子町498番地１　グランシャリオ鷹子205号
債務者　大西　浩三
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
愛媛県松山市星岡４丁目３番15号　ガーデンヒルズＬａＬａ　Ａ101号
債務者　松本　由佳
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９４号
愛知県尾張旭市三郷町中井田50番地　ベルメゾネット303号
債務者　二石比路志
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
島根県浜田市内田町1041番地４（２―504）
債務者　上野　　昇
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１６１号
山口県下関市後田町３丁目２番32号
債務者　椛島　信昭
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第６号
山口県下関市西大坪町10番９号
債務者　佐藤　千嘉
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
山口県下関市大字勝谷858番地１　プリーゼントビュー　Ａ―201号
債務者　境　　隆司
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
山口県下関市大字勝谷858番地１　プリーゼントビュー　Ａ―201号
債務者　境　　志穂
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１７１０号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地の２　県営植園住宅１棟205号
債務者　大谷　恭子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７号
名古屋市北区平安２丁目24番71号　キシモトマンション５Ｃ号
債務者　加藤　久惠
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
広島県福山市神辺町大字上竹田416番地53
債務者　安原　義和
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３５号
広島県府中市中須町1128番地８　サニー・サイドヴィラ　202
債務者　村瀬　遵規
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係